

様式 4

会 議 録

会議名 (審議会等名)		令和 5 年度 第 1 回 愛川町都市計画審議会		
事務局 (担当課)		建設部 都市施設課 内線 (3 4 4 4)		
開催日時		令和 5 年 7 月 3 日 (月) 1 3 時 3 0 分 ~ 1 4 時 4 0 分		
開催場所		愛川町役場 2 階特別会議室		
出席者	委 員	1 2 人 (別紙のとおり)		
	その他	0 人 ()		
	事務局	9 人 (町長、建設部長、都市施設課長ほか 6 名)		
公開の可否		☒ 公開 ☐ 一部公開 ☐ 非公開	傍聴者数	0 人
非公開・一部公開 の場合は、その理由				
会議次第		1 開 会 2 任命書交付 3 町長あいさつ 4 愛川町都市計画審議会条例について 5 会長の選任について 6 会長あいさつ 7 職務代理者の指名について 8 議 題 (1) 建築基準法第 5 1 条ただし書許可に係る株式会社三菱商事 の産業廃棄物処理施設の立地に関する意見について (2) その他 9 閉 会		

審 議 経 過

(1 / 7)

※審議の要旨は次のとおり（○は委員の発言、●は事務局の発言）

1 開 会

2 任命書交付

3 町長あいさつ

4 愛川町都市計画審議会条例について

5 会長の選任について

6 会長あいさつ

7 職務代理者の指名について

8 議 題

(1) 建築基準法第51条ただし書許可に係る株式会社三凌商事の産業廃棄物処理施設の立地に関する意見について

(2) その他

9 閉 会

〈議題について事務局より説明〉

【質疑応答】

○（A委員）

- 資料5ページの図面東側に、産業廃棄物車両の搬出入口が1箇所あるが、北側にも1箇所出入口がある。北側の出入口は搬出入口として使用するのか。

●（事務局）

- 北側の出入口につきましては、従業員駐車場への出入口のため、産業廃棄物運搬

※主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

会長(委員長)
署名欄

源-マ 基

審 議 経 過

(2 / 7)

車両等の出入りはありません。

○ (A 委員)

- ・ 北側の出入口側の道路に農業用水路が入っている。下流に水田はないが、その農業用水路に工場からの雨水が流入することがないのか懸念している。

● (事務局)

- ・ 工場内の雨水の処理につきましては、すべて敷地内浸透で処理できるような計算に基づき、雨水浸透処理施設を設けているため、農業用水路への流入はないと考えています。

○ (A 委員)

- ・ わかりました

○ (B 委員)

- ・ 建築基準法第 51 条ただし書きを町の都市計画審議会で審議することは、町の都市計画上、支障がないかどうかということに観点をおいて審議すべきで、地元のまちづくりに影響や支障がないかどうかということが中心になってくると思う。そうした意味からいうと公共施設や教育関連施設、福祉施設と一定の距離があることや、子供たちの通学路が搬出入路と接していない等の町民に与える影響について、町としてどう考えているか。

● (事務局)

- ・ 都市計画上では、当該地は工業専用地域となっており、従前の施設では堆肥の製造、販売工場を行っており、今回新たに事業内容を変えて建築を行うものでありま

会長(委員長)
署名欄

渡辺 基

審 議 経 過

(3 / 7)

すが、町として、産業廃棄物処理施設は大塚下工業団地へ誘導するようにしているため、特段都市計画上支障がないと考えています。また、公共施設や教育関連施設等につきましては、特殊建築物等設置に伴う環境保全に係る指導指針基準に【立地を予定する敷地から 100 メートルの範囲内に住居系用途地域がないものであること。】と記載されており、当該地につきましては、高低差を考慮しても住居系の用途地域まで 216 メートル離れております。また、公共、教育関連施設につきましても、南西 1.1 キロメートル離れたところに中津第二小学校や町立愛川東中学校があり、一番近い施設である中津幼稚園で、670 メートル離れているため、特段影響ないと考えております。

○ (B 委員)

- ・ わかりました。

○ (C 委員)

- ・ 資料 11 ページの交通量調査について、県道 511 号太井上依知線では交通量調査を実施していないとのことだが、資料の説明の中では、検討結果として、周辺環境への影響は少ないものと考えられるとある。しかし、県道 511 号太井上依知線を使用する際によく渋滞している印象があるため、町で実態をある程度把握し、理由付けができたうえで、環境への配慮をしたほうが良いと思われる。最後に、周辺地域への周知についてだが、周知の時期としてはこの都市計画審議会が終わった後なのか、また、その時に反対運動が起きた場合はどのような対応になるのか教えてもらいたい。

会長(委員長)
署名欄

渡子 基

審 議 経 過

(4 / 7)

●（事務局）

- ・ 交通量の関係につきましては、資料 11 ページにある通り県道 511 号太井上依知線の交通量として、平成 27 年に交通センサスにおいて昼間 12 時間交通量が 9,018 台となっており、調査を行っていない道路は、町道下小沢・大塚下 233 号線であるため、懸念されている県道 511 号太井上依知線について、増加する車両の割合は全体の 2 パーセントであることから、周辺環境への影響は少ないものと考えています。周辺地域の周知につきましては、愛川町特殊建築物等設置に伴う環境保全に係る指導指針に基づいて、すでに説明を終えており、その中で出た意見としては、車両の交通安全に関することや、廃棄物処理時に周辺環境に影響についてであり、その他は特に意見はありません。

○（C 委員）

- ・ わかりました。

○（D 委員）

- ・ 周辺地域への周知の中で出た意見は、行政区長の意見も含まれているという認識としてよいか、また役場内の土地利用調整委員会の中で、本日各委員からでた意見以外に、意見があれば教えてもらいたい。

●（事務局）

- ・ 行政区への説明につきましては、区長へ説明を行っております。その中で今回の事業についてご理解をいただいております。建設工事及び施設運営の際は、周辺環境に影響を及ぼさないように、注意を払って進めていただきたいとの意見がありました。

会長(委員長)
署名欄

渡辺 基

審 議 経 過

(5 / 7)

が、立地に関して問題がある旨の意見はありません。土地利用調整委員会につきましては、事業者から土地利用計画書が提出されたのちに、関係各課から意見を集約し、その意見に対し事業者と各課で調整し、会議に諮っております。土地利用調整委員会は令和5年2月3日に開催しており、その審議のなかでは、特段問題ないとしております。

●（建設部長）

- ・ 補足させていただきます。

事務局から町の中の関係各課という話がありましたが、その関係課としては、道路課、下水道課、住民課、環境課、消防課、スポーツ文化振興課、農業委員会、水道事業所、商工観光課となっており、課の名称のとおり、道路課は道路関係、下水道課は排水関係、住民課については、交通渋滞や通学路、環境課は、生活環境に関する影響の関係、消防課は防災関係、スポーツ文化振興課は埋蔵文化財、農業委員会は、農地関係、水道事業所は給水についてですが、今回は県営水道地区であるため、企業庁と協議をしております。商工観光課については、地元の雇用についてとなります。補足は以上です。

○（D委員）

- ・ 今回の都市計画審議会の後のスケジュールはどのようになっているのか。

●（事務局）

- ・ 本日の都市計画審議会で審議したのちに、都市計画審議会会長から町長へ答申を行います。その答申内容を基に、町長から神奈川県知事へ意見照会に対する回答を

会長(委員長)
署名欄

渡辺 基

審 議 経 過

(6 / 7)

行います。その後に神奈川県では、神奈川県都市計画審議会を開催し、その審議を終えると建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づき、位置の指定がされた後、都市計画法第 29 条による開発の手続きが進むものとなります。

○ (D 委員)

- ・ わかりました。

○ (会長)

- ・ 他に質疑がないようでありますので、質疑を終結し裁決致します。建築基準法第 51 条ただし書き許可に係る株式会社三凌商事の産業廃棄物処理施設の立地について異議なしと答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

○ (委員一同挙手)

○ (会長)

- ・ 挙手全員です。よって建築基準法第 51 条ただし書き許可に係る株式会社三凌商事の産業廃棄物処理施設の立地について異議なしと答申することに決定致しました。町長からの諮問に対する本審議会の答申書につきましては、会長に一任させていただきますがいかがでしょうか。

○ (委員一同)

- ・ 異議なし。

○ (会長)

- ・ ご意見がないようですので、答申内容について私に一任とさせていただきます。続きましてその他事務局からありますか。

会長(委員長)
署名欄

痕又基

審 議 経 過

(7 / 7)

● (事務局)

- ・ 特にございません。

○ (会長)

それでは、以上をもちまして、議事の全てが終了いたしました。委員皆様のご協力により、円滑な進行ができましたことを、お礼申し上げまして、進行を事務局にお返しいたします。

<会議録の承認については、会長に一任された>

9 閉 会

会長(委員長)
署名欄

森 芳 基

愛川町都市計画審議会委員名簿

(令和5年7月3日現在)

選出区分	No.	氏 名	職 名	備 考
町議会議員 4人	1	渡 辺 基	議 会 議 長	会長
	2	木 下 眞樹子	議 会 副 議 長	
	3	岸 上 敦 子	議 員	
	4	佐 藤 茂	議 員	
学識経験者 7人	5	薄 秀 一	農業委員会会長職務代理者	会長職務代理者
	6	馬 場 紀 光	県央愛川農業協同組合代表理事組合長	欠席
	7	古座野 茂 夫	区 長 会 長	
	8	中 村 美 好	愛 甲 商 工 会 会 長	
	9	篠 崎 俊 二	一般財団法人繊維産業会理事長	欠席
	10	荒 井 英 明	内陸工業団地協同組合専務理事	
	11	齋 藤 光 枝	婦人団体連絡協議会会長	
行政機関の職員 2人	12	竹 内 淳	厚 木 土 木 事 務 所 長	
	13	大 島 修	厚木警察署交通担当次長	欠席
公募による町民等 2人	14	中 山 裕 次	町 民	
	15	矢 後 孝 昭	町 民	

